

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（平成29年度2／四半期分）

受入事業部 受入対策課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	県内スポーツ 団体を活用し たプロモーシ ョン業務	平成29年7月5日	4,000,000	琉球フットボールクラブ (株)	沖縄県沖縄市中央3-14-2 たじま屋プラザビル	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ6社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は要求仕様に則り、事業展開のバランスに優れていることから選定委員会において最も評価順位が高かったため、契約の相手方として選定した。	
2	東海エリアのメ ディアを活用し たプロモーシ ョン業務	平成29年7月6日	3,888,000	(株)流行発信	愛知県名古屋市中区新栄 1-6-15 流行発信ビル4階	第167条の2 第1項第2号	東海エリアにおいて本事業が設定するターゲット層と合致しており、類似媒体の中で最も発刊部数が多く、親和性の高い媒体を活用し、スポーツツーリズムを訴求すると共に、女性の参加が世界一多い「名古屋ウィメンズマラソン」というイベントは、マラソンをはじめとするスポーツプロモーションをする上で適している。これら雑誌媒体とイベントを活用したプロモーションを連動させることにより、相乗効果及び波及効果の高いプロモーションが期待できる。 これら一連の企画を提案実施できるのは、月刊Cheekの発行元であり同イベントの運営事務局である同事業者のみであることから契約を締結した。	
3	北海道エリアに おけるメディア ミックスプロ モーション業務	平成29年7月7日	4,320,000	(株)北海道新聞社	北海道札幌市中央区大通 西3-6	第167条の2 第1項第2号	北海道マラソンは、道内のサマースポーツを代表する一大イベントと位置づけられており、国内においても夏に開催される本格的なマラソン大会としては日本最大規模であり、国内のマラソンシーズンは同大会からスタートするため注目度が高いイベントである。 このイベントを主軸とし、スポーツアクティビティプロモーション、新聞媒体を活用したプロモーション、ラジオ媒体を活用したプロモーションの各施策を連動させることで、相乗効果と波及効果の高いプロモーションが実施できる。 これら一連の企画を提案実施できるのは、同事業者のみであるため契約を締結した。	
4	スポーツアク ティビティプロ モーション業務	平成29年7月24日	6,000,000	(株)電通沖縄	沖縄県那覇市久茂地3- 21-1 國場ビル	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は要求仕様に則り、事業展開のバランスに優れていることから選定委員会において最も評価順位が高かったため、契約の相手方として選定した。	

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（平成29年度2／四半期分）

受入事業部 受入対策課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	平成29年度フィルムツーリズム推進事業 映像制作会社招聘事業	平成29年9月1日	1,783,566	(社)ロケーションコーディネーター協会おきなわ	沖縄県那覇市鏡原23-10	第167条の2 第1項第2号	沖縄県内での撮影環境を維持するにあたり、撮影について、受入体制の強化を含め重要な立場にあり、県内唯一のコーディネーターを統括する法人である当該事業者を契約の相手方として選定した。	
6	FMヨコハマとの協働メディアミック業務	平成29年9月19日	1,404,000	横浜エフエム放送(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー10階	第167条の2 第1項第2号	当該業務においてプロモーションを行う、横浜マラソンは応募倍率が8倍を超える認知度の高いマラソン大会として位置づけされており、注目度が高く、幅広くスポーツ愛好家が集うイベントである。 このイベントを活用するにあたり、当該事業社は主催者構成企業の1つであり、またラジオ局という媒体を使う事により、神奈川県を中心とした関東エリアにおいて幅広くプロモーションを行う事ができる事から、イベントとラジオという媒体のメディアミックスを実施することでより効果的なプロモーションが可能となる。 また、当該イベントは今年度から大会公式スポンサー等以外の出展は認められていない中、主催者枠として同事業者との共同出展が可能であり、これら一連の企画を提案実施できるのは、同事業者のみであるため契約を締結した。	